

# 愛媛県 食の安全安心推進 条例の体系

## 第1章 総則（第1条～第10条）

### 目的（第1条）

食品の安全性及び安心感の確保に関し、基本理念、県・食品関連事業者の責務や県民の役割、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

### 基本理念（第3条）



### 総合的・計画的に食の安全安心に関する施策を推進

#### 第2章 施策の基本となる事項（第11条～第21条）

- ①推進計画の策定
- ②推進体制等の整備
- ③食品等供給行程の監視等
- ④安全な食品等の生産・供給の促進
- ⑤自主的な衛生管理の促進
- ⑥食品表示制度の適切な運用確保
- ⑦情報共有・相互理解の促進
- ⑧県民の意見の反映
- ⑨調査研究等の推進
- ⑩人材の確保・育成
- ⑪教育・学習の振興

#### 第3章 施策の推進（第22条～第26条）

- ①自主回収報告制度
- ②自主回収の公表
- ③自主回収への販売店等の協力
- ④危害情報申出制度
- ⑤顕彰の実施

#### 第4章 県民会議の設置（第27条）

- 愛媛県食の安全安心推進県民会議の設置

#### 第5章 雑則（第28条）

- 規則への委任

#### 附則 施行期日

平成21年4月1日スタート

※自主回収報告制度（第22条）  
自主回収の公表（第23条）  
危害情報申出制度（第25条）  
は、平成21年10月1日スタート

## ●問合せ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
TEL：089-912-2395 FAX：089-912-2389  
E-MAIL：yakumueisei@pref.ehime.jp

### ☆食の安全安心総合相談窓口

県下の6保健所（四国中央、西条、今治、松山、八幡浜、宇和島）において、条例に関する相談や、食品表示、食品による健康被害の相談等を随時受付しています。

### ☆えひめ食の安全・安心情報ホームページ

この条例の詳細や、食品の回収情報や、意見交換会の開催案内など、食の安全・安心に関する身近な情報や正しい知識をわかりやすく提供しています。

愛媛県公式ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp>）内で「えひめ食の安全・安心」検索

（アドレス <http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/020yakumueisei/00004793040531/index.htm>）

# 愛媛県食の安全安心推進条例

平成21年4月1日スタート



## 条例制定の背景・目的（前文・第1条）

食は、我々の生命と生活の礎となるものであり、食の安全安心を確保することは、県民にとって最も身近で切実な願いであるとともに、県政の重要課題でもあります。

県では、これまで「えひめ食の安全・安心推進本部」を設置し、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心施策に取り組んでまいりました。しかし、食品の安全性や食への安心感をより一層高めていくためには、行政の取り組みだけでは十分ではなく、県、市町、食品関連事業者をはじめとするすべての県民が、それぞれの責務・役割を十分に認識し、互いに協力・理解しあい、一体となって取り組んでいくことが必要となるため、この条例を制定しました。

この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務や県民の役割を明らかにするとともに、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的としています。



# 愛媛県食の安全安心推進条例の主な内容

## ●第1章 総則（第1条～第10条）

### ■基本理念（第3条）

全ての関係者に共通する食の安全安心に関する基本的な考え方を示しています。

- 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、必要な措置が行われること。
- 食品等の生産から消費に至るまでの全ての各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止するための必要な措置が行われること。
- 必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ、科学的知見に基づいて講じられるとともに、県、食品関連事業者の積極的な情報公開と県民、県、食品関連事業者その他の関係者相互間の信頼と理解のもと行われること。

### ■関係者の責務・役割（第4条～第6条）

県、食品関連事業者、消費者は、それぞれの責務や役割を認識して、食の安全安心に取り組まなければなりません。

県の責務	・食の安全安心に関する施策を総合的に策定、計画的に実施する。
食品関連事業者の責務	・食の安全安心確保について、第一義的に責任を有することを認識し、生産から販売に至る一連の供給行程の各段階で、食の安全安心のために必要な措置を講じる。 ・取り扱う食品等により、健康被害等が発生する恐れがある場合には、未然に防止するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。 ・国、県、市町が実施する食の安全安心に関する施策に協力する。
県民の役割	・食品の安全性について知識や理解の向上に努める。 ・食の安全安心に関する施策に対しての意見表明に努め、積極的な役割を果たす。

## ●第2章 施策の基本となる事項（第11条～第21条）

食の安全安心を推進するために、県が取り組むべき基本的な事項について定めています。

### ■推進計画の策定（第11条）

- 食の安全安心に関する様々な施策を総合的・計画的に実施するため、食の安全安心に関する基本的な方針や重点項目等を盛り込んだ中長期的な計画を定めます。
- 計画の策定に当たっては、愛媛県食の安全安心推進県民会議（第27条）の意見やパブリックコメントによる県民の意見を反映させます。

### ■食品等供給行程の監視等及びその体制の整備（第13条）

食品等の生産から消費に至る一連の行程における監視指導等の体制の整備に努めます。

### ■安全な食品等の生産及び供給の促進（第14条～第16条）

- 安全な食品等の生産や供給を促進するため、食品関連事業者による適切な生産、供給が行われるよう必要な措置を行います。
- 食品関連事業者による自主的な衛生管理を促進し、自発的な取組みを支援するため、食品等の製造・加工等を行う工程の安全性を確保するための制度の整備等を行います。
- 食品関連事業者が、適切で県民に分かりやすい食品表示を行うよう必要な措置を行います。

### ■情報公開、情報の共有、相互理解の促進（第17条）

食の安全安心に関する情報の収集、整理、分析、公開に努め、関係者間で積極的に意見交換、情報共有を行えるよう措置を行います。

### ■県民の意見の反映（第18条）

食の安全安心に関して、広く県民の意見を求め、その意見を施策に反映するよう努めます。

### ■教育及び学習の振興等（第21条）

食の安全安心に関する教育や学習の振興や広報活動の充実を図り、食育、県内の農林水産物の地産地消を推進します。

## ●第3章 施策の推進（第22条～第26条）

### ■自主回収報告制度（第22条）

県内において、生産、採取、製造、輸入、加工、販売した食品等を自主的に回収するとき、または終了したときは、知事に対しその旨を報告しなければなりません。

### ■自主回収の公表等（第23条）

県は、食品関連事業者から食品等の自主回収の実施または終了に関する報告があった場合には、速やかに公表します。

### ■自主回収への協力（第24条）

食品関連事業者（販売・卸業者）の取り扱う食品が、他の事業者によって自主回収が行われるときは、円滑で確実な回収が行われるために必要な協力が求められます。



### ■危害情報の申出（第25条）

県民は、人の健康に悪影響を及ぼす恐れのある食品について情報を入手したときは、知事へ申し出ることができます。申出を受けた県は、すみやかに調査し、申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令やこの条例に基づく必要な措置を行います。



### ■自主回収報告制度に係る報告先一覧

法律名	報告先	電話番号	法律名	報告先	電話番号	
○食品衛生法	四国中央保健所	0896-23-3360	○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	東予家畜保健衛生所	0897-57-9122	
○健康増進法	西条保健所	0897-56-1300		中予家畜保健衛生所	089-984-1440	
	今治保健所	0898-23-2500		南予家畜保健衛生所	0894-22-0328	
	松山保健所	089-941-1111	○薬事法(動物用医薬品関係)			
	八幡浜保健所	0894-22-4111		○不当表示防止法	東予地方局総務県民課	0897-56-1300
	宇和島保健所	0895-22-5211			中予地方局総務県民課	089-941-1111
	松山市保健所	089-911-1800		南予地方局総務県民課	0895-22-5211	
○農業取締法	東予地方局産業振興課	0898-68-7322	○計量法	計量検定所	089-947-4001	
○農林物資の規格化及び品質表示の適性化に関する法律(JAS法)	中予地方局産業振興課	089-941-1111				
	南予地方局産業振興課	0895-22-5211				

## ●第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第27条）

### ■推進県民会議の設置（第27条）

学識経験者、消費者、食品製造・販売業者、生産者等で構成される、愛媛県食の安全安心推進県民会議を設置します。

#### 主な役割

- 食の安全安心の推進に関する計画（推進計画）の策定にあたって、知事に意見を述べる（第11条第3項）
- 食の安全安心に関する重要な事項を調査審議